

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2018-58789(P2018-58789A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2016-197206(P2016-197206)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 0 1 P	3/00	(2006.01)
A 0 1 N	63/00	(2006.01)
A 0 1 N	25/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 K	35/60	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 0 1 P	3/00	
A 0 1 N	63/00	A
A 0 1 N	25/02	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 K	35/60	

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月15日(2018.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抗菌及び創傷治癒促進のための有効成分として、プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される少なくとも1種を含むことを特徴とする創傷治癒剤。

【請求項2】

前記有効成分が、プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される少なくとも1種からなる単一有効成分である請求項1に記載の創傷治癒剤。

【請求項3】

プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される1種を単一有効成分として含む請求項1に記載の創傷治癒剤。

【請求項4】

前記創傷が皮膚の創傷である請求項1乃至3のいずれか1項に記載の創傷治癒剤。

【請求項5】

抗菌及び創傷治癒促進のための有効成分を含む創傷治癒剤の製造における、プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される少なくとも1種の、前記有効成分としての使用方法。

【請求項6】

前記有効成分が、プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される少なくとも

1種からなる単一有効成分である請求項5に記載の使用方法。

【請求項7】

プロタミン及びその薬学的に許容される塩から選択される1種を前記創傷治癒剤の単一有効成分として使用する請求項5に記載の使用方法。

【請求項8】

前記創傷が皮膚の創傷である請求項5乃至7のいずれか1項に記載の使用方法。